

# 青森県報

第七百八十号

令和六年  
六月二十八日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

○車両制限令第三条第一項第三号に規定する道路の指定……(道路課) ……一

### 公 告

○令和五年度の行政文書の開示の状況の公表……(総務文書課) ……一

○令和五年度の県の機関等における個人情報保護の保護に関する法律の施行の状況の公表……(同) ……二

○令和五年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況の公表……(環境保全課) ……三

○農地を利用する権利の設定の裁定申請……(構造政策課) ……五

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……(病院局) ……五

### 公 営 企 業

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……(病院局) ……五

## 告 示

### 青森県告示第三百七十八号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルとなる道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和三十六年建設省令第二十八号)第五条第一項の規定により公示する。

令和六年六月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

### 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区 間
国道一〇二号	弘前市大字高田三丁目一の二から 黒石市大字浅瀬石字扇田九九まで

### 指定する年月日

令和六年七月一日

## 公 告

### 令和五年度の行政文書の開示の状況の公表

青森県情報公開条例(平成十一年十二月青森県条例第五十五号)第二十条の規定により、令和五年度の行政文書の開示の状況を次のとおり公表する。

令和六年六月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

### 行政文書の開示請求の状況

実施機関	件数	処 理 の 状 況 (件)					
		開示	一部開示	不開示	却下	取下げ	
知 事	1,655 (5)	1,116 (2)	325 (3)	71	0	134	9
病院事業管理者	8	5	3	0	0	0	0
公 会	11	8	2	2	0	0	0

教育委員会	( 62 2)	33 ( 1)	25 ( 1)	3	0	0	1
選挙管理委員会	12	4	7	0	0	0	1
人事委員会	9	2	6	1	0	0	0
監査委員会	1	1	0	0	0	0	0
労働委員会	2	0	1	1	0	0	0
海区漁業調整委員会	2	2	0	0	0	0	0
警察本部長	( 98 3)	28 ( 2)	47 ( 1)	11	5	3	4
公立大学法(青森県立保健大学)	1	1	0	0	0	0	0
計	1,861 ( 10)	1,200 ( 5)	416 ( 5)	89	5	137	15

注1 ( ) 内の数値は、前年度末に検討中であつたものに係る件数であり、いずれも外数である。

- 不開示の計89件中、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由とするものは69件である。
- 1件の開示請求に対して複数の開示決定等をしたものがあるため、件数と処理の状況の合計とは一致しない。

2 行政文書の開示決定等及び開示請求に係る不作為についての審査請求の状況  
(1) 件数及び処理の状況

件数	処理の状況(件)					
	認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	審理中
119 ( 12)	0 ( 3)	0 ( 2)	0 ( 7)	0 ( 0)	1 ( 0)	118 ( 0)

注 ( ) 内の数値は、前年度末に審理中であつたものに係る件数であり、いずれも外数である。

(2) 審査請求があつた日から青森県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問した日までの期間が90日を超えた事案

審査請求があつた日から審査会に諮問した日までの期間が90日を超えた事案は、なかつた。

(3) 審査会からの答申書の配付があつた日から裁決を行った日までの期間が60日を超えた事案  
審査会からの答申書の配付があつた日から裁決を行った日までの期間が60日を超えた事案は、なかつた。

令和五年度の県の機関等における個人情報の保護に関する法律の施行の状況の公表

青森県個人情報の保護に関する条例(令和五年三月青森県条例第三号)第十七条の規定により、令和五年度の県の機関等における個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)の施行の状況を次のとおり公表する。

令和六年六月二十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 強

1 開示請求の件数及び開示等の処理の状況

県の機関等	件数	処理の状況(件)			
		開示	一部開示	不開示	取下げ
知事	51	14	30	0	4
教育委員会	2	0	2	0	0
選挙管理委員会	1	0	1	0	0
人事委員会	2	2	0	0	0
警察本部長	74	0	65	7	0
計	130	16	98	7	4

注 不開示の計7件中、開示請求に係る保有個人情報に係る保有していないことを理由とするものは5件である。

2 訂正請求の件数及び訂正等の処理の状況

訂正請求は、なかった。

3 利用停止請求の件数及び利用停止等の処理の状況  
利用停止請求は、なかった。

4 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等並びに開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る不作為についての審査請求の処理の状況

区 分	件 数	処 理 の 状 況 (件)					
		認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下	取 下 げ	審 理 中
開示決定等及び開示請求に係る不作為のもの	6	0	0	2	0	0	4
訂正決定等及び訂正請求に係る不作為のもの	0	0	0	0	0	0	0
利用停止決定等及び利用停止請求に係る不作為のもの	0	0	0	0	0	0	0

令和五年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況の公表

青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成十四年十二月青森県条例第七十九号）第十一条の規定により、令和五年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況を次のとおり公表する。

令和六年六月二十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 協議の件数

- 1 事前協議 六百四十九件
  - 2 協議内容の変更の協議 四十一件
- 二 県外産業廃棄物の種類及び量

種 類	量
燃え殻	三、〇八四トン
汚泥	三六、三六八トン
廃油	四三二トン
廃酸	一、七一六トン
廃アルカリ	一、八七二トン
廃プラスチック類	八、二八六トン
木くず	一、四三三トン
繊維くず	一トン
動植物性残さ（食品品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物をいう。以下同じ。）	八二二トン
と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物	九七六トン
金属くず	一五四トン
ガラスくず等（ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くずをいう。以下同じ。）	二、五五〇トン
鉱さい	一三、五四〇トン
がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物をいう。以下同じ。）	二、五四一トン

動物の死体（畜産農業に係るものに限る。）	四、三三三トン
ばいじん（特定の施設において発生するばいじん、集じん施設によって集められたものをいう。以下同じ。）	八八、四一一トン
感染性産業廃棄物	一、〇四八トン
廃石綿等	六七七トン
燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず等及びばいじんの混合物	二、二〇〇トン
燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず等、鉱さい、がれき類及びばいじんの混合物	七、九七三トン
燃え殻及びばいじんの混合物	四三、二八二トン
汚泥及び廃油の混合物	九八六トン
汚泥及び金属くずの混合物	二トン
汚泥、廃油及び金属くずの混合物	四トン
汚泥及び廃プラスチック類の混合物	一七トン
汚泥、廃プラスチック類及び金属くずの混合物	二五六トン
汚泥及びガラスくず等の混合物	二一トン
廃プラスチック類及び金属くずの混合物	四三六トン
廃プラスチック類及びガラスくず等の混合物	一九〇トン
廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず等の混合物	二三、〇五二トン
廃プラスチック類、紙くず及び木くずの混合物	四三トン

廃プラスチック類、木くず及び繊維くずの混合物	九トン
廃プラスチック類、紙くず、木くず及び繊維くずの混合物	二二一トン
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず及びガラスくず等の混合物	四〇トン
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず及びガラスくず等の混合物	二一トン
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず及びガラスくず等の混合物	一四三トン
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず及びガラスくず等の混合物	九、四八七トン
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず等及びがれき類の混合物	一七五トン
廃プラスチック類、紙くず、木くず、ゴムくず、金属くず及びガラスくず等及びがれき類の混合物	一一六トン
金属くず及びガラスくず等の混合物	五一トン
ガラスくず等及びがれき類の混合物	一一九トン
廃ポリ塩化ビフェニル等	一二トン
ポリ塩化ビフェニル汚染物	一五四トン
合 計	二五七、二三三トン

三 協定の締結の件数  
六百四十九件

四 環境保全協力金の額  
千八百七十万六千三百円

五 環境保全協力金の使途  
県外産業廃棄物等適正処理推進事業費（県外産業廃棄物の適正な処理を推進し、生活環境の保全を図るために行う事前協議、監視、指導等に要する経費）  
不法投棄防止対策事業費（不法投棄防止対策のために行う監視、指導等に要する

経費)

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に關し裁定の申請があつたので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和六年六月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
三戸郡五戸町大字手倉橋字和田三二の一	畑	四、七三八のうち三、〇〇〇

二 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和六年二月一日	二年	四八、〇〇〇

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和六年七月十二日

2 提出先

青森県農林水産部構造政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (二) 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- (三) 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- (四) 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (五) 意見の趣旨及びその理由
- (六) その他参考となるべき事項

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年六月二十八日

青森県病院事業管理者 大 山 力

一 物品等の名称及び数量

重油（日本産業規格 一種二号） 七万二千リットル

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部管理課

青森市東造道二丁目の一 青森県立中央病院外来棟三階

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和六年五月二十七日

五 落札者の名称及び住所

富士見総業株式会社

弘前市大字紺屋町一八五

六 落札金額

一リットル 九十円五十三銭

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和六年二月十三日

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭